

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷二十四第

行發日一月三年一十和昭

論叢

- 宗教團體と課税 法學博士 神戸正雄
- 勞銀理論の破綻 文學博士 高田保馬
- 税制整理の目標 經濟學博士 汐見三郎

時論

- 資金の活動に於ける重複性 經濟學博士 小島昌太郎
- 經濟更生論 經濟學博士 蜷川虎三

研究

- ナチス革命前に於ける獨逸の社會費 經濟學士 中川與之助
- 私設工場委員會の構造形態 經濟學士 大塚一朗
- 中立貨幣政策に就いて 經濟學士 中谷實

說苑

- 企業の立場からする市場の研究 經濟學士 祭原光太郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

經濟更生論

蜷川虎三

昭和五年の恐慌以來、農山漁村對策の名を以て呼ばれた政策の主なるものを擧げても十指に餘るが、併しその内容を検討し、また結果せる所を見るならば、それらが果して農山漁村對策の名に背かぬものであるか否か甚だ疑問である。

例へば農村の二大對策と呼ばれる米籾に關する政策を見るに、成程これらの農村主産物を對象とする限り、いかにも農村對策の如く考へられるが、併し一見さう見へることゝそれが實質的に農村對策として結果することゝは必ずしも同一ではない。現に米穀策實施の諸經過が示す如く、それは農村對策即ち農民の利益のために主唱されながら、その結果せる所は、米を作る者より寧ろ米を握る者の擁護に終始してゐる觀がある。勿論、生産物の價格維持及び安定といふことが生産者の利益を保持するものであることは、一般的に考へる限り當然のことであるからこの點に就いて何も異論がある譯ではない。問題はいはゆる生産者と呼ばれる者に、米を作る者と米を握る者の區別のあることが無視されてゐることに存する。或はこの區別が強いて消去られて一概に生

産者として扱はれる所に問題があるといつた方が更に適確であるかも知れない。ゆゑに、この點が考慮されぬ限り、從來の米穀策は假令價格維持安定策ではあり得ても、直に之を以て農村對策と呼ぶことは出來ぬ。蓋しそれは必ずしも米を作る者或は農民の利益を擁護し彼等の生活を安定し以て農村經濟の基礎を確保するものではないからである。

勿論、單に價格維持安定策としてのみ見ても從來の米穀策に於いて採つた方法に問題がない譯ではない。例へば米價公定の基準の如きは如何にも一見客觀性をもつが如く見へてその實極めて根據の薄弱なるものであるばかりでなく、米價を一定の範圍に在らしむるために執る方法施設に於いて甚しく不充分であることは茲に指摘するまでもない所である。併しこれらの點が假に満足された所で、前述の如く、それが直に農村對策たる性質をもつものでないことは明かであらう。即ち農産物の價格政策は必ずしもそれ自體が農村對策である譯ではなく、それが農村對策であるためには、それだけの條件を満足するものでなければならぬ。

このことは同様に繭對策に就いても言ひ得る所であるが、一般に農山漁村に於ける生産物の値下りが恐慌の最も大なる衝擊であつたがために、いはゆる農山漁村對策が専ら價格政策として現れ而も何れもその實質に於いて農山漁村對策ならざるものに歸してゐることは、右の事情によるものに他ならぬ。従つてかゝる政策を如何に完備し如何に強行した所で、政策が抽象的に強調するが如き目的の實現は不可能であり、農山漁村民に與へる効果なるものは、間接且つ僅少なもの

でしかあり得ないであらう。

この意味に於いて、第六十九特別議會に期待される米穀自治管理法や産繭處理統制法の成立實現の如きも、たゞそれだけとして幾何の意義と効果を農村對策の上に認め得るか甚だ疑問である。勿論それらの實現は、從來の米繭對策の補強工作ではあり得るであらうが、農村對策としての前進の地盤工作に就いては何等見る所がないからである。然るにこの最も重要な點が看過されて、單に米穀自治管理や産繭處理がそれのみとして問題にされるのは如何なる理由によるものであらうか。一部の者が、從來の商業及び商人的利益の侵さるゝのゆゑを以てこれらの政策に反對し農村の利益にあらざる旨を主張することは正しくないが、併し之を以て直に農村對策であるかの如く強調することは更に不當であると言はねばならぬ。かゝる主張が許されるためには、この種の政策が農村對策たり得る地盤及びその開拓の有無に就いて論ぜられる場合でなければならぬ。然るに、その政策の樹立並にそれに關する論議を見ると、單なる米或は繭の問題として、否寧ろそれら商品の價格の問題としてのみ促へて、その地盤に就いて何等見る所がないのである。これで果して眞面目に農村の利益が擁護され増進され得るものと考へてゐるのであらうか。

従つていはゆる農村對策なるものを各個に點檢して行くなれば、我々はその名と實の如何に距離のあるものかを知るであらうが、併し、このことは政府によつても必ずしも認められてゐない譯ではない。現に、農山漁村の經濟の建直しの主唱の下に、昭和七年の秋以來經濟更生運動の起

された事實からも察することが出来る。即ち農林省に經濟更生部を設置し、之が指導助成の下に年々千町村を指定し、各指定町村をして計画的に町村の經濟の建直しを實行せしむることを目的とするものであるから、その限りに於いて農山漁村對策として最も直接的であり且つ根本的なものを狙つてゐるといふことが出来るであらう。勿論これはその政策の主旨に於いて言ふことで、果してその主旨の實現が可能の如く實施されたか否かは別個の問題である。併し兎に角、從來の一面的な價格政策以外にかゝる直接的な政策を採らねばならなくなつたことは、取りも直さず從來のいはゆる農村對策では深刻な窮乏に陥入つた農山漁村の經濟を回復し得ないことを認めたとのに他ならぬ。

然らばこの經濟更生運動の過去四年の經過は如何であつたか、また今後如何なる役割を演じ得るものであるか、之を檢討することは單に經濟更生運動自體に必要であるばかりでなく、農山漁村對策として呼ばれる諸政策の實質的効果の歸趨を明かならしむる意味に於いて重要であると言はねばならぬ。蓋し經濟更生運動こそ農山漁村對策中唯一の直接的な地盤工作的な性質をもつ政策に他ならぬからである。こゝに特に經濟更生運動を問題にする所以であるが、私の見る所を以てすれば、少くとも從來の經過から推す限り、經濟更生運動自體も更生する必要に迫られてゐるやうに考へられる。而して若し從來の形式的な道を踏襲するならば、その結果する所は、他のいはゆる農山漁村對策と同じく單に農山漁村を名義人とする政策に終るであらう。然らばいつの日

か農山漁村の經濟の更生する時が来るであらうか。来る特別議會には、農村經濟更生特別助成費五百萬圓が要求されるであらうが、かゝる經費にしても、より有効に用ひられるために、現在の更生運動の實體を明かにして置きたいと思ふ。

二

農山漁村の經濟更生運動の目標とする所が何處に在るかは今日まで當局者が繰返し説明する所で今更こゝに述べるまでもないやうであるが、併しそれは極めて一般的であり且つ抽象的であつて、必ずしも具體的に明瞭である譯ではない。従つて、經濟更生運動の關係者殊に指導當局者の説く所は、その限りに於いて何れも尤なことであり異論のある筈はないが、併し具體的に邁進すべき目標が何處に在るかに就いては、當然示さるべきにも拘らず之が示されないから實行の部面になると甚だしく惑はざるを得ないのである。従つて各町村に於いて如何なる計畫を樹立すべきか、また之を如何にして實行實現すべきかといふ問題になると根本の指導方針が與へられず、結局當局の與へた「農山漁村經濟更生計畫樹立方針」を唯一の據り所として極めて形式的な計畫を作成することに終つてゐるものが尠くないやうである。殊に漁村などに至つては、一體どうしていゝのか全く手も足も出ない始末で、僅に之を行つてゐる例を見ると、從來も行はれてゐる漁業施設をたゞ經濟更生の名に於いて行つてゐるに過ぎない。而もそれを行ひ得るのは寧ろ状態のいゝ漁村であつて、疲弊し切つたものになると指定どころではないのである。また或場合には、町村

の經濟更生を目的としながら、漁民部落だけは取残されてゐるやうなものもある。かうなると、經濟更生運動の具體的目標が何處に在るかといふことが切實に問題になつて來る。

農山漁村經濟更生計畫に關する農林省訓令(昭和七年十月六日農林省訓令第二號)に依れば、「政府は曩に之が救済に關する應急的匡救策を樹て今や其の實行に付き最善の努力を竭しつゝありと雖、之等の施設をして當面の一時的効果に止まらしめず、農山漁家の經濟生活を安定せしめ、更に將來に向つて其の福利を増進せしむるが爲には現下農村疲弊の由來せる素因が當に晩近内外經濟界の異常なる不況に職由するのみならず、深く農村經濟の運營及組織の根抵に横はるものある實狀を明にし、農山漁家の自醒を促すと共に、其の禍因の芟除に努力せしむるの要あり、之が爲には農村部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神を活用し、其の經濟生活の上に之を徹底せしめ以て農山漁村に於ける産業及經濟の計畫的組織的刷新を企圖せざるべからず。政府が今回新に農林省に經濟更生部を設置し、經濟更生計畫に關する諸般の方策を實施せんとする趣旨も亦茲に存す、其の綱要とする所は單に農山漁業各個の經營技術の改善を指導するに止らず、農山漁村經濟全般に亘り計畫的且組織的に整備改善を圖るに在り、就中農業經營の基本的要素の整備活用、生産販賣購買の統制、金融の改善、産業組合の刷新普及、産業諸團體の連絡統制、備荒共済施設の充實等は其の主要なる事項に屬す。」

といはれてゐるが、經濟更生の主旨は充分之によつて要約されてゐると思はれる。即ち經濟更生を圖る所以は、恐慌によつて行つた諸政策を一時的効果に終らしめず、農山漁村の經濟及び生活の安定と増進を得せしむるために之が計畫的組織的刷新を企圖することに在る。而して之を行ふには現在の農山漁村の窮乏疲弊が單に恐慌によつて生ぜられたものではなく、農村經濟の運營及び組織の根抵に在るのだから、よくこの點を自覺し、隣保共助の精神を經濟生活の上に徹底せしめ、原因の芟除に努力する必要がある、特にその實施事項として右に掲げるが如きものが主たる問題であるといふのである。

この意味に於いて、經濟更生は先に述べたるが如く單なる價格政策の如き部分的なものでなく、少くとも農山漁村に關する限り、全面的な地盤工作を意圖するものであることは明瞭である。確かにその意圖は明瞭であるが、併しこの意圖が如何にして實現せらるゝかに就いては少しも明瞭でない。假令計畫的組織的に企圖するといつても一體何を計畫化し組織化するのか具體的に示されてはゐないのである。勿論農山漁村民を自覺せしめ客觀的事態を充分に認識せしむることは各個の生活を合理化す上に必要であり、隣保共助の精神を益々涵養し之を經濟及び生活の上に徹底せしむることも重要であるには違ひないが、この訓練が如何にして達し得るかゞ問題であるばかりでなく、之が先の經濟更生の意圖と如何に結びつき如何なる計畫化組織化として具體的に現れ、また現れなければならぬかゞ問題であらう。而してこれこそ經濟更生の根本目標として具體的に示されねばならぬ點である。

然るに經濟更生運動に於いては、この最も重要な點が全く不明に残されてゐるといふ他はない。これで確乎たる更生計畫を樹立せよと要求することは甚だ無理な注文であらう。若しこれが町村經濟更生委員會等に於いて可能なものであれば、恐らくその町村は如何なる恐慌に見舞はれてもびくともしないであらうし、既に更生計畫などを必要としないであらう。併し現に六千近くの町村が計畫を樹てゝゐる事實を何んと見ると反問する者があるかも知れないが、計畫を樹立してゐることゝその計畫が先に明かにした經濟更生の意圖と合致するものであることゝは必ずしも

同一でないことを注意しなければならぬ。

或は、先の訓令に於いて例示せられた項目によつて、その目標とする所も推知し得ると考へられるかも知れない。併しこれらの項目によつて示された經濟部面は農山漁村の經濟の各個の部分であつて、之が整備改善刷新の重要なことは言を俟たぬが、問題は如何にして之を達するかにある。従つてその達成實現の方針は、單に整備改善刷新の重要性から與へられるものでないことは明かであらう。なほ「農山漁村經濟更生計畫樹立方針」には、農村山村漁村の各個に就いて、計畫樹立に當り地方の實情を考察するために注意すべき點を掲げてゐるが、勿論それらの項目も要するに農山漁村の經濟の主要部面を摘示するにとゞまつて、一定の目標の下に計畫を樹立する根本方針を與へるものでは決してない。

ゆゑに經濟更生部が指示する方針なるものは、何等具體的な目標を示さざる方針であつて、歸する所はその經濟更生の意圖とは合致せざる部分的改善策にとゞまると見る他はない。勿論部分的改善策が、果して部分的改善策としてその目的を達成し得るや否やは問題であるが、兎に角與へられた限りではかくの如く判斷せざるを得ないであらう。

若しこの結論を妥當とすれば、最も直接的な且つ地盤工作的な農山漁村對策として意圖され、たしかく一般より期待された經濟更生運動も、結局は單なる從來の農山漁村對策といはれるものと差別のないものとなるであらう。然らば何も經濟更生などと騒ぎ立てる必要はなく、從來の産

業政策とその施設に於いて之を強化すれば充分である筈である。現にこのことは事實として、中央地方の産業行政機關の活動を重複衝突せしめ繩張り争的現象を呈せしむることによつて示されてゐる所である。果して經濟更生運動はその意圖に立歸つて軌道に乗るべきであるか、或は從來の道をひたむきに進んで充分なのであるか、經濟更生運動の將來を考へるとき、従つてまた農山漁村の將來を想ふとき、この點は充分明かにして置く必要のある問題である。

三

併しまた一面から見れば、これは問題にならぬ問題であるともいふことが出来る。蓋し經濟更生運動が意圖されたのは、現實事態にそれだけの必要があつたからであり、而もその必要は、農山漁村の窮乏の事實並にその原因の存在を否定せぬ限り當然認めらるべきものであるから、少くとも經濟更生を強調するならばその意圖を實現する方向に動いてのみ意義あることだからである。従つてこの意味からすれば、現在の經濟更生運動はその意圖の示す所の軌道を進んでゐるものではなく是正されなければならぬ性質のものであるといふことが出来る。然らば如何に是正すべきかゞ問題になるが、その解答は自ら經濟更生の意圖を如何なる具體的目標に於いて捉へるかによつて異ならざるを得ないであらう。

この點に關する私見は、他の場合にも述べた如く、要するに農山漁村の經濟更生とは、農山漁村の社會的・經濟的耐抗力の強化に他ならぬから、經濟更生の方法手段はこの耐抗力の強化策に

他ならぬ。然らば之は如何にして實現し得るかといふ問題になるが、それは農山漁村の經濟の協同組合化を措いてはなく、またそれ以上を望むことは出来ないし、望めば一個の矛盾である。従つて經濟更生運動の具體的目標は、農山漁村に於ける協同組合の確立であり、その充分なる活動でなければならぬ。而して若しかゝる目標が定められるならば、經濟更生の諸方策は、農山漁村の協同組合化の方策即ち協同組合政策を本體とし、之を助成する方策の一聯の關係を以て形成されるであらう。

協同組合政策として問題になる點は、協同組合が弱小生産者の資本の攻勢に對する防衛の組織たる性質に鑑み、協同組合が資本主義の發展段階並に弱小生産者のよつて立つ所の生産的地盤に適應する組織機能をもたしむることゝ、その經營に當りて組合員の自覺による合理的經營を保護助成指導監督することゝである。併しかゝる政策が假令企圖するとはいへ、何の障害もなく容易に遂行し得るものではなく、この政策に對する助成的方策を必要とすることは言を俟たぬ所である。而してこの助成的方策としては、弱小生産者をして舊來の關係から解放して新なる組織に進ましむる過渡的段階の工作と、一方攻勢的地位に在る資本に對する統制とが問題となるであらう。實際問題としては、この助成的方策が完全なる形で行ひ得ず、従つて協同組合政策もその要件を完全に満足するに至らずして一定の限度にとどまらざるを得ないのである。而してこれが現實の協同組合の段階であり、また經濟更生の程度を示すことゝもなる。組合の政治的活動の部面

はこゝに存在しましたその重要な意義が認められる譯である。

經濟更生運動をその意圖に於いて認める限り、それが具體的目標並にその方策は上述の如く一般的に規定し得ると考へられるが、先に指摘した如く、經濟更生運動にはかゝる一貫した方針なく、寧ろ政府として國民經濟的に計畫し實行すべきものが多いにも拘らず、之を顧みることなく單に町村の部分的改善にとゞまる計畫の樹立及び實行に委したことは決して妥當ではないであらう。従つて中心的な問題たるべき「産業組合の刷新普及」も「産業諸團體の連絡統制」も經濟更生として要求される實質的效果をあげ得ずして、徒らに反産運動を激化せしめ、「生産販賣購買の統制」、「金融の改善」を困難ならしめてゐるばかりでなく、負債整理、農村工業化の如き經濟更生に附隨した政策、或は生産物の價格政策などの農山漁村民に及ぼす効果を阻害してゐる。

勿論かくいへばとて、經濟更生運動四ヶ年の実績を全然否定する譯では決してない。それが農山漁村民の自覺を促し啓蒙する効果の大なることは充分に認められるし、また農山漁村の經濟及び生活に關する施設を促進し、それが部分的改善に資したことも認められる。併しまた、これのみを以て經濟更生が達成され或は達成され得るものと考へられぬことも同様に認めなければならぬであらう。従つてこゝに現在の經濟更生運動に就いて相當考慮すべき點の存在することを注意しなければならぬ。

然らば如何なる點を考慮し改善すべきかが問題になるが、最も重要な點は、經濟更生の本來の

使命に従つて、國民經濟的な立場から資本の統制と協同組合制度の確立の政策を樹立し、「計畫樹立方針」の謂ふ所の「農山漁村に於ける産業及經濟の計畫的組織的刷新を企圖」すべきである。若しこれが容易でないにしても、かゝる目標の下に産業組合の組織機能並に經營を改善し、少くとも農村協同組合としての活動力を充分にし、また既存組合の最も有力なるものとして、他の組合の育成の能力を與へることは決して困難ではないであらう。この點に何等觸れる所がなく、たゞ産業組合の擴大強化を圖ることは決して經濟更生の目的に適ふものではない。

次に經濟更生を必要としてゐる農山漁村は、何れも窮乏疲弊してゐる上に、上述の如く、未だ經濟的耐抗力を養ふ地盤さへ出來てゐないのであるから、一方に於いて將來性をもつ適當なる救濟的施設をなすことゝ、他方現に壓力として加へられつゝあるものを輕減せしむる方策を講ずる必要があらうと思はれる。これらは何れも經濟更生のための準備的段階の工作として注意されるべきである。現在の農山漁村の實情は、更生計畫の樹立實行より寧ろかゝる方策施設の徹底されんことを要望してゐるのであるが、殆ど顧みられてゐない。併しこの點に立入らないで、各個町村の經濟更生計畫が幾何の効果を生じ得るであらうか。

要するに現在の經濟更生運動の缺陷は、かくの如き基礎工作を看過して、たゞ町村單位の更生計畫の樹立實行に囚れてゐる所に在る。従つて計畫そのものが極めて狭い範圍に限られ、精神の作興、消費生活の改善、増産事業等を主たる内容とし、特に地方の實情に適合せる計畫を樹立す

るが如きことは困難であるといはねばならぬ。勿論これは指導の如何によつては相當改善の餘地もあらうが、現状では經濟更生運動の指導の根本方針が曖昧なのであるから多くを期待することは出来ぬ。

なほ現に計畫の樹立から實行に至る經濟更生運動の實際を見るならば、述べべき事項も決して尠くはないが、併しそれらは經濟更生運動を單なる農山漁村對策として見た場合の部分的改善策の問題に他ならぬ。いまそれらに就いて深く問ふ必要はないであらう。蓋し我々が農山漁村民と共に期待する所のものは、經濟更生運動がその出發點に於いて宣明せるその意圖の實現に他ならぬからである。勿論、こゝに論ずる限りに於いても、更に具體的に且つ詳細に述べべき點が多々あるが、それは他の機會に譲り、本文に於いては最も根本的にして而も最も看過せられてゐる點を指摘するにとどめた。恐らく私見には不充分不徹底の點が多いであらう。併し經濟更生運動がいまや第五年の事業に入らんとしてゐる時に當り充分なる檢討批判を以て適切なる方策の講ぜられんことを願ふことは決して當を得ないことではないと信ずる。